

平成 28 年

新 城 市 教 育 委 員 会

10 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成28年10月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 10月20日(木) 午後2時30分から午後3時40分まで

2 場 所 作手総合支所 会議室

### 3 出席委員

和田守功教育長 安形茂樹教育長職務代理者 川口保子委員 瀧川紀幸委員  
原田純一委員 花田香織委員

### 4 説明のため出席した職員

請井教育部長  
林教育総務課長  
夏目学校教育課長  
佐宗スポーツ共育課長  
長谷川スポーツ共育課参事  
加藤文化課参事  
林文化課副課長

### 5 書 記

杉浦教育総務課副課長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 9月会議録の承認

日程第2 10月の新城教育

(1) 教育長報告

(2) 10月の行事・出来事

日程第3 協議事項

(1) 新城市就学援助事務取扱要綱及び細則の一部改正について(教育総務課)

日程第4 報告事項

(1) 12月市議会上程予定議案について(各課)

(2) 新城市中学生海外派遣団報告会について(学校教育課)

12月2日(金) 15:00~文化会館大会議室

(3) 「第49回市民歩こう会」について(スポーツ共育課)

(4) 「第11回愛知県市町村対抗駅伝競走大会」試走会及び壮行会について(スポーツ共育課)

日程第5 その他

次回定例会会議（案） 11月24日（木）午後2時30分  
（鳳来開発センター2階農林漁業研修室）

閉会 午後3時40分

## ○職務代理者

それでは、10月の定例教育委員会議を始めさせていただきたいと思います。

### 日程第1 9月会議録の承認

## ○職務代理者

最初に9月会議録の承認、よろしくをお願いします。

### 日程第2 10月の新城教育

## ○職務代理者

それでは、10月の新城教育、最初に教育長報告、よろしくをお願いします。

## ○教育長

作手支所に来る途中、新城では27度、作手では22度ということで、10月末にもかかわらず、まだ気温の高い日が続いておりますけれども、つくで手作り村ではもうハナノキが真っ赤に色づいておりましたし、ヤマボウシも少しずつ色づきはじめました。目の前の作手小学校と交流センターの建築の様子も、もう既に外観がかなりできてきたということで、4月の開校が楽しみでございます。

10月の教育長報告、4点お願いしたいと思います。

1点目は、新城の将来を方向づける県立高校の統合についてでございます。

去る10月13日に県立高校の統合につきまして愛知県教育委員会の発表がございました。これを受けまして、10月14日に新城市と新城市教育委員会で所見を記者発表させていただきました。これもそれまで新城市、新城市議会、新城教育委員会、それから新城市小中校長会、新城市PTA連絡協議会という団体で、北設楽郡も含めまして、普通科の存続を県に要望してきたといういきさつがあり発表をしたわけでございます。

発表文につきまして一度読み上げますので、ごらんください。

平成28年10月13日（木）の愛知県教育委員会発表を受けての新城市並びに新城市教育委員会の所見。

この度、愛知県教育委員会から、「県立新城東高等学校と県立新城高等学校との統合について」が発表されました。

地元としては、新城東高校の「普通科」の実績と新城高校の「専門学科」の実績を継承した新しい魅力ある学校を設置するという愛知県教育委員会の統合方針は理解しつつも、「普通科」がなくなることには強い懸念を持っておりました。そこで、市長、市議会、市教育委員会、市校長会、市PTA連絡協議会など、市をあげて普通科存続を求めてきました。また、北設楽郡3町村の皆様も同様の立場でありました。

今回発表された統合校の構想では、学科は「総合学科」であっても、内実として生徒募集及び入学者選抜において「文理系と専門系を別枠で実施」と明示されました。そして「文理系」では、これまでの「普通科」以上に質の高い学習が可能な「理系」「文系」「英語系」の3系列が設置されます。これは地元の意見を尊重していただき、実質上普通科を充実させて存置していただいたものと受けとめております。

さらに「総合学科」らしく、生徒の進路希望に応じた「系列」や「科目」を柔軟に選択することができ、希望を持って新しい学校づくりに励むことができるものと考えます。そこで、より質を高めた

「普通科」の学びの存続が新しい高校の「総合学科」にしっかりと位置づけられていることを、中学生や保護者、市民にわかりやすい形で示していただくことが必要です。新しい学校が今後、地元小中学校や地域との連携を一層深めて、地域に根差した高校として地域の将来を担う優位な人材を育成していただけることを願っています。

平成28年10月14日、新城市、新城市教育委員会、ということでございます。

今後この新しい高校、我々としては要望がかなえられ、普通科以上のすばらしい学びができる高校であるというようにとらえているわけですが、なかなか生徒や保護者の理解が難しいということをおもいますし、この高校が新しい高校建設の趣旨に基づいた内容が実施されるということが非常に重要でございます。そういった意味合いで学校の先生方、あるいは市民がしっかりとその意義を理解して支援していくことが大事なのではないかと思えます。

今後、新城東高校の竹下校長先生が11月10日から17日にかけて市内全中学校で、中学3年生とその保護者を対象に統合についての説明会を行う予定でございます。

また、教育委員さん方のこの事に関する意見をお聞かせいただければというように思います。

二つ目ですけれども、韓国の附設中学校が来訪しました。

10月17日から19日にかけて中学生20名、引率3名の計23名の韓国慶北大附設中学校の訪問団が二泊三日で新城を訪れました。8月に新城の中学生が韓国大邱市でお世話になり、その答礼でございます。

慶北大附設中学校との交流もことしで31回目を迎えました。附設中学校では日本語の授業も行われているということです。ことしは東郷中学校を拠点に交流を深め、設楽原歴史資料館とやまびこの丘を訪問しました。来新しました20名の生徒は、それぞれ新城市内の20家庭にホームステイし、若者同士先入観なく交流し、理解を深めたことと思えます。

3点目は新城市教育委員会表彰についてでございます。

10月1日に平成28年度新城市教育委員会表彰を13名の方々に行いました。新城市の教育、文化、スポーツの充実発展に向けての長年にわたる御労苦と御貢献に心よりの感謝と敬意を表したわけでございます。共育の観点からも、地域社会と学校とのかかわりを一層深めていきたいと思えます。

4点目は、中学校の陸上大会、駅伝大会についてでございます。

10月1日に陸上大会が行われまして、男子3,000メートルで新城中学校の鈴木君が9分28秒1の新記録、それから400メートルリレーで作手中学校のチームが47秒6の新記録を出しました。全体では、男子・女子とも千郷中学校が優勝し、男女総合でも千郷中学校が優勝しました。2位が新城中学校、3位が東郷中学校でした。

駅伝大会では、男子は市内全中学校13チームがそれぞれ全6区のたすきをつなぎ完走しました。優勝は、新城Aチームが1時間1分17秒で、何と初優勝ということでございます。2位は千郷A、3位は鳳来Aでした。第1区間の3,000メートルについて区間新記録が出ております。

女子は市内全中学校9チームが全5区をたすきをつないで完走し、優勝は千郷Aチームが48分1秒のタイム、それから2位が鳳来A、3位が新城でした。このあと10月29日の東三大会、11月9日の県大会へと続いてまいります。

以上4点、10月の報告です。

○職務代理者

ありがとうございました。

ただいまの教育長報告につきまして、特に県立高校の統合について教育委員さんたちの意見を求められましたが、どなたかありましたらお願いします。

#### ○委員

所見の内容とほぼ重なるかと思うのですが、私たちもとにかく普通科がなくなるとどういうふうになっていくのかということに非常に心配しておりました。

ところが、皆さん方の御努力によって県の教育委員会も、総合学科なのだけれども普通科以上に質の高い学習が可能な文理系を置くという形で私たちの要望に応じてくれたということは、非常にありがたいと思っております。

先ほど教育長さんからもあった、要するに保護者や市民、あるいは中学生自身にこれをどういうようにわかりやすく説明していくかということは、これは今後の鍵になるものですから、ぜひわかりやすい形で説明していただいて、新城並びに奥三河の優秀な子どもたちが新城有教館高校でしっかり学んで、将来を担っていくようなそういう人材に育ててほしいなと思っております。

#### ○職務代理者

ほかにはいかがですか。

#### ○委員

今、言われたように、今までお願いをしてきたことが非常にいい形で反映をしていただけたかなと思っております。

特に期待をしたいことなのですが、いろいろ御説明を受けている中で、募集などもきちんとやっていきますということを伺っています。部活の数も、このままいったら減ってしまうかもしれないところが、人数がふえるので維持ができますねという、そういう状況と聞いています。

優秀な子たちが外へ出て行ってそういうところで勉強していきたいということは、それは尊重されていいかと思うのですけれども、新城有教館高校に入った子たちがここでぐっと伸びることができる3年間が過ごせるように、ぜひ募集などもきちんと力を入れてやっていけるといいなと思っております。

日本の教育は非常にたくさんのお金をつぎ込んでいっているとされていますけれども、それは結局、家庭からの支出が非常に大きいわけですね。結局、皆さんが学校だけでは不安なので塾に行かせる、それに非常にたくさんのお金がかかっています。子どもを育てるのはお金がかかりますという図式になっていて、やっぱり三人目とかってなかなか生めないというような状況だったりするのではないかなと。やっぱりこういうところで、塾に行かなくてもプラスアルファの勉強がきちんとやっていける、自分の目標を定めてそこに向かって頑張れるという環境をぜひこの新城の有教館で実践していただけるように、ここから先、細かい実施計画等をつくっていただけると嬉しいと思います。大いに期待したいと思っております。

#### ○委員

進学を目前にした保護者の方々は大変不安な中こういうことが出てきて、ある意味で安心されたのではないかと思っております。心配や不安を払拭するには、やっぱりまず学校からの説明が一番大切になるかと思っております。

お聞きしましたら、11月10日から17日まで高校の校長先生が説明をなさるということで、この説明会は大変大切なものになると思います。

そこで、まず高校からそれを説明していただくわけですが、中学校の先生方御自身も新しい高校について十分理解をされて、保護者や生徒からの質問にしっかりと答えられるという形をとっていただいて、とにかく不安を払拭する説明をしていただくということが大事なものになるかなと思っております。

やっぱり子どもと保護者が行きたいなと思う学校、いい学校ができて嬉しい、行ってみたいなと思う説明をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほど委員がおっしゃりましたが、学校だけではなく、その後の放課後の予備校的な学習の場というのをその高校でできたら非常に素晴らしいと思います。それが例えば県立高校であっても、新城市としてそこに何らかの補助ができれば、おもしろい素敵なものになるのではないかなと思ってます。

以上です。

#### ○委員

それから名前も素晴らしいなと思います。特に前の新城高校、新城東高校の新城がとってあるし、地元の新城ということもあるし、それから「有教」という言葉の意味するところも非常に素晴らしいなと思います。論語の中の「教えありて類なし」ということから取られているそうですけれども、人間が教育によって成ることが一番大事で、家柄や身分の違いではないという根源的な教育の力、大切さを述べたという、それがこの高校の名前に取られたということは非常に素晴らしいなというように思います。

そういう意味からいうと、新しい新城有教館高校に胸をときめかして入学して来る子どもも結構多いんじゃないかなという期待を持たせるような名前だと思います。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

私も皆さんとほとんど同じ意見です。県教委が地域の要望をよく受けとめて回答していただけたと思っております。

何よりも文理系と英語コース、それから総合学科が別枠募集になったことで、新城東高校の伝統も生かされるし、子どもたちが地元の高校から国公立を目指すことができる道が確保できたものと安心しております。今後につきましてはまたいろいろ工夫をしていただいて、多くの生徒が志望できるような体制をつくっていただきたいと思います。

奮闘していただいた関係各位の皆様方に感謝したいと思います。ありがとうございました。

そのほかに教育長報告のところでありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、10月の行事・出来事に移りたいと思います。

最初に教育総務課お願いいたします。

#### ○教育総務課長

それでは教育総務課から10月の行事・出来事について御説明させていただきます。

10月につきましては、10月1日の新城市功労者表彰式には委員さんの御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

10月4日ですが、学校定例監査が4校で行われ、また教育部におきまして、17日、18日の二日間で定例監査をしたところであります。

来月の行事ですが、そこに記載されているとおりでございます。また24日には定例教育委員会会議、28日は総合教育会議がございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○職務代理者

学校教育課お願いします。

#### ○学校教育課長

学校教育課の行事予定等につきましては、1ページのとおりです。

今後のこととなりますが、27日木曜日、新城市研究委嘱校の研究発表会が行われます。鳳来中学校、東郷東小学校、新城小学校、庭野小学校の4校で開催されます。ご出席いただけます委員の方に要項を用意させていただきました。よろしく願いいたします。

また、翌28日となりますが、学校環境改善にかかわる教育委員さんと教職員との情報交換会ということで、15時から開催させていただきたいと思っております。ご多用のところ申しわけございませんが、ご臨席いただけるとありがたいです。

来月の主な行事ですが、5日土曜日に文化祭が中学校で行われます。文化祭のご出席いただける方に案内を机上に置かせていただきました。すべての学校が揃っておりませんので、また届き次第配布させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

学校教育課は以上です。

#### ○職務代理者

スポーツ共育課お願いします。

#### ○スポーツ共育課長

平日の主な行事といたしまして、18日、先ほど総務課長より報告のありました定例監査がございました。

土日・祭日、夜でございますが、4日、スポーツ推進員の定例会、10日、第49回市民歩こう会、15日、桜淵再整備計画のワークショップがありました。

17日、愛知駅伝大会の選手選考会を開催いたしました。

20日、スポーツ推進員、きょうですが、スポーツ推進員の総務委員会を開催いたします。

来月の主な行事といたしまして、17日から18日にかけてスポーツ推進員の全国大会、福井県で開催されます。

23日には、愛知駅伝大会の試走会と壮行会を開催いたします。

主な行事は以上です。

#### ○スポーツ共育課参事（共育）

続いて、共育推進関係であります。

26日水曜日、来週の水曜となりますが、社会教育審議会、公民館運営審議会を開催いたします。

土日となります。2日の日曜日、平成29年の成人式の代表者会を開催いたしました。

16日の日曜日には、愛知県によります青少年少女発明クラブの体験講座を開催いたしました。高学年、低学年の二つに分け、低学年では保護者同伴で19人の参加、高学年は8名の子どもたちが物づくりの体験をしました。

28日、29日につきましては、PTA東海北陸ブロック研究会の名古屋大会が開催されます。この大

会の28日には第5分科会で鳳来中学校が活動報告を行います。

来月になります。13日の日曜日、市子連、市P連の合同のチャレンジまつりが青年の家で開催されます。9時半から開会式で開催いたします。お時間がありましたらのぞいていただけたらと思います。

27日の日曜日ですが、新城設楽地区子育て支援地域交流会が新城小学校を会場に開催されます。交流会の中で講演があり、講師の阿部夏丸さんが「川が教えてくれたこと」ということで講演をしていただけます。

共育につきましては以上でございます。

図書館につきましては、本日、館長、菅沼参事が課長研修のため欠席をさせていただいておりますので、代って説明をさせていただきます。

昨日と本日ですが、黄柳野高校の職場体験で2名の生徒を受け入れております。

9日日曜日に開催いたしましたパステルアート教室ですが、定員10名のところ、いっぱいの10名の参加があり、大変好評でありました。

来月の予定ですが、新規採用職員の研修として10日、11日、また17日にエネルギーに関する研修が予定されておりまして、金子主事が出席をいたします。

28日、29日には社会体験研修として田口高校の先生を受け入れます。

以上です。

#### ○職務代理者

文化課お願いします。

#### ○文化課副課長

はい。平日からですが、15日から11月23日まで鳥居強右衛門展。こちらのほうに赤いチラシがついています。この鳥居強右衛門の落合左平次の背旗の本物が10月15日から28日までの間、設楽原歴史資料館で期間展示しております。また、長篠荏柄天神社の宝物展が10月25日から11月28日。ご覧いただければと思います。

土日なのですが、15日の土曜日なのですが、この鳥居強右衛門のチラシの裏面。一番最初の「様変わりした落合左平次の背旗」で講師の金子先生を呼んで開催しました。90名の参加がありました。

あと7回講座がありますので、もし機会がありましたらそちらのほうの講座も聴講していただければと思います。

11月ですが、11月にはまた新城歌舞伎がありますので、歌舞伎のほうのチラシも入れさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

これ以降の話になって申しわけないのですが、市民文化講座のほうの予定のほうも決まってきましたので、一つチラシをつけさせていただきました。1月7日、小和田哲男氏、2月19日、柴田秋雄氏、3月4日、池上 彰氏の講演をお願いしておりますので、も聴講していただけると幸いに思います。

以上で文化課のほうの説明を終わります。

#### ○職務代理者

自然科学博物館。

#### ○文化課副課長

自然科学博物館ですが、館長がちょっと遅れてまいりますので、私のほうから説明をさせていただ

きます。

平日なのですが、13日、東三河ジオパーク専門部会。

19日から20日、黄柳野高校のインターンシップを受け入れております。

土日・祭日なのですが、10月10日から11日、日本ジオパークの全国大会のほうへ行ってまいりました。

11月ですが、土日の19日から20日、23日にミュージアムフェスティバルを開催しますので、よろしくをお願いします。

以上で自然科学博物館のほうの説明を終わらせていただきます。

#### ○職務代理者

10月の各課の行事・出来事について何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

私から1点、スポーツ共育課の土日の行事の27日、新城設楽地区子育て支援地域交流会が新城小学校が会場と言われましたが、今まで学校を会場にしたことはなかったように記憶しているのですが、何かあったのでしょうか。

#### ○スポーツ共育課参事（共育）

県のほうが、会場使用料が出なくなったということで予算化ができなくなったということで、予算のかからない場所がどこかないかということで、今回、新城地区が会場になっておりまして、県との協議で小学校を会場にさせていただきました。

#### ○職務代理者

そういう理由ですか。わかりました。予算がないということは伺ってはおりました。

あとはよろしいですか。

### 日程第3 協議事項

#### ○職務代理者

協議事項に入りたいと思います。きょうは1点です。

新城市就学援助事務取扱要綱及び細則の一部改正について、教育総務課お願いいたします。

#### ○教育総務課長

それでは本日、協議事項として教育総務課からあげさせていただきました新城市就学援助事務取扱要綱及び細則の一部改正について、御説明させていただきます。

今回、一部改正としてあげさせていただいておりますが、事務的な取扱いは今までと実質的に変わりはありません。内容、文言等を精査してあるというところと、細則であげていたものを要綱にあげさせてもらっているところがございます。

新旧対照表で御説明させていただきますので、9ページをごらんいただきたいと思います。

下線部分につきまして改正しております。下段のところの（ア）の、生活保護法第26条の規定ということでございますが、ここにつきまして今までは何条の規定ということはどうだったものから、今回追加させていただきました。

その下の（イ）（ウ）（エ）（オ）については、今までは新城市税条例という言い方をしていたわけですが、地方税法上の規定に基づく形で変えさせていただいております。

これにつきましては、市税条例でありますと、市内にいる方が市税には関係しているわけで、市外

から見えた方の場合の所得の確認が市税条例に基づくということでありませぬので、そういった意味で地方税法上の市民税の非課税とか、市民税の減免という形に変えさせていただいたところでありませぬ。

10ページのところの(カ)の保険料の免除ですが、ここは文言を「掛け金」ではなくて「保険料」、国民年金の保険料という文言のほうが正しかったものですから、保険料の免除という形に変えさせていただいております。

(キ)については、条文が30条というのが減免規定でございますが、そちらの正しい条文に変えさせていただきます。

その下の(コ)、世帯の総所得が生活保護基準額の1.3倍以下、今回こちらについて追加させていただきました。

内容については、昨年こちらの細則を改正させていただいておりますが、今回細則から要綱のほうにあげさせていただいております。これは、対象者がこの規定に当てはまる方が実際に多いものから、細則より表の要綱にあげて明確にさせていただく形で改正の追加をさせていただいております。

続いて、12ページの(5号削除)医療費のところを削除しておりますが、現在、中学生までは医療については無料になっているものですから、こちらのところを削除させていただきました。

その下の学校給食費の第4号及び第5号は、条のずれによって変えたところでございます。

その下の援助の申請の言い方を、第1号様式というように変えさせていただいております。

続いて13ページのところになります。第6条の認定の通知ですが、実際今まで保護者の方に結果を通知してきたものですから、現在の事務の手續に合うように、校長及び保護者に結果を通知するという形に直させていただいております。

その下、第2号につきまして、現在、今まで2号に上げていた形のもの事務的な手續としては行っていないものですから、現状の事務手續にあわせた形にするために2号を削除しております。

8条のところの支給時期ですが、今まで1期分を7月、12月、3月という形でしてございましたが、実際の支払いを見ますと8月の支払い、1月の支払い、4月の支払いという形で事務的には進めておりましたので、それにあわせた形に支給月を変えております。

3の修学旅行費のところも実際の事務にあわせた形に直させていただいております。

(4)(5)につきましても、同様でございます。

第10条の補助機関というところですが、こちらにつきましては、教育委員会を校長補助機関とする場合云々ということですが、実際に校長を補助機関とする場合を想定していないものですから、こちらの条文を削除させていただいております。

附則のところですが、この要綱については29年4月1日から施行するというふうに考えております。

続いて、細則の関係でございますが、こちら17ページ以降の新旧対照表をお願いいたします。

旧のほうを見ていただくと、認定方法の第2条のところがありました。これを今回削除しております。この件につきましては、先ほどの要綱のところにあげさせていただきましたので、細則のほうの条文を削除しております。

あと細則では、支給額と支給対象につきまして明確にするために今回2条から以下のところを追加させていただきました。

要綱の施行につきましても、29年4月1日から施行ということをお願いしたいと思っております。  
改正につきましては、以上です。

**○職務代理者**

ただいまの説明で何か御質問等ありましたら、お願いします。

**○委員**

新城市全体でこの就学援助を受けていらっしゃる方は何人ぐらいいらっしゃるかということと、物品または購入費を支給するとございますが、購入費はどのようにしてお支払いをされているのでしょうか。銀行振り込みなのか、あるいは直接学校へ支払いをするのか、その辺をお伺いしたいと思います。

**○教育総務課長**

対象につきましては、昨年度ですが300名弱が対象となっております。

援助費の金額としましては、昨年度でいきますと、小学校、中学校両方の対象者合わせてですが、1,900万円ほどを援助費として個々にお渡ししております。対象となる購入品とか修学旅行云々も、建てかえ払いをしていただいて、給食費もそうですが、後で支給する。そのものに応じた金額を支給するという形をとっております。

**○委員**

先に対象の御家庭がお金を払っておいて、後から支払いするということですね。

**○教育総務課長**

そういう形です。

**○委員**

それは、まちの文房具屋さんとかでノート買ったりとかしたら、その領収書をもって請求するということですか。帽子とか雨靴とかいろいろ。

**○教育総務課長**

限度額等もありまして、即答できなくて申しわけございません。

**○委員**

上限があって、請求があったらその分を支払いするということですね。

**○教育総務課長**

はい。

**○委員**

よろしいですか。

**○職務代理者**

はい、お願いします。

**○委員**

新城市でこういうことがなければいいなと思うのですけれども、修学旅行のお金だったり学校の集金などでお金を払うときのためにこれを使ってくださいとって個別に各御家庭のそれぞれ個人の口座に振り込まれる。保護者の方の口座に振り込まれると思うのですけれども、高校の助成も含めて、教育に使われていないとかそういうことは今のところはなさそうなのでしょうか。

**○教育総務課長**

負担された分に対しての支給ですので、先にもらうわけではありませんので。

**○委員**

つまり、お金を支給するけれども、子どものためではなくてほかのことに使われてしまうとか、それは実際に今のところは大丈夫そうですかね。

**○教育総務課長**

そういったことは聞いてはおりません。

**○職務代理人**

補足される方いますか、今の点で。いいですか。

認定された保護者に対して支給援助がされるわけですよ。

**○教育総務課長**

はい。

**○職務代理人**

ですから、今の例が想定されているようなことはないのかなというように思いますけれども。

**○委員**

パチンコに使っちゃったもんだからお金がなくなっちゃってみたい話もないということですよ。

**○委員**

世の中で子どものためにもらったお金を親が使ってしまったというような話を、これは新聞とか週刊誌の話なのですけれども、実際にそういうことがあるかどうか知りませんが、そういう話を目にしたり聞いたりしたことがあったものですから、新城市においてはそういうことはないのかな。もしあれば、そういうことは把握してみえるのか、あるいは過去において困ったことがおありになったかなとかいう感じでありました。

**○職務代理人**

生活保護のためによくそういう話を聞きますよね。よく聞くなんて言っちゃっていいのかなどうかわかりませんが。

**○教育総務課長**

就学援助はそういったものと制度が違うので、そういうことはないです。

**○職務代理人**

私も関連して質問したいのですが、生活保護を受ける基準額の1.3倍以下というようになったのは本年度からですよ。昨年までの1.5倍を修正して、今年の4月から改正されたと思うのですが、昨年は該当する子が10世帯に16名だったように聞きましたが、1.5から1.3に下げたことで特に問題はなかったかどうかということです。もう一つは子どもの貧困率をいう場合に、全国の新しい情報でも26年度16.3%という数字がありますが、新城市の場合はどうなのでしょう。その正確な数字を知りたいと思うのです。生活保護や就学援助に絡めてその数字が出てくるのだらうと思うのですが、要保護、準要保護の家庭数を含めてでも結構です。新城市の該当する人数とかその推移とか、子どもの貧困率がわかるようなデータをお持ちだとありがたいのですが、いかがでしょうか。

今、2点質問しましたけれども。

**○教育総務課長**

1.5倍から1.3倍にさせていただきましたが、特にそれに対して問題等は来てないです。

○教育部長

貧困率については、平成26年度の全国的な統計として16.3ぐらいだったと思いますけれども、それが出ています。

これは、全国の抽出調査に基づく結果ですので、個々の県だとか市というレベルでのデータというものはありません。

今年度、県からも保護者あてにアンケート調査を実施します。県から新城市での対象の学年、人数をある程度指定されて、それをもとに集計するということです。その中である程度、新城市としてのデータを発表される可能性はありますけれども、今のところ手持ちのデータというのはいりません。

○職務代理者

そうなんです。抽出なんです。福祉課でデータを持ってみえるのかなと思ったのですが、そうでもないんです。

○教育部長

去年も、議会からそういうお話があって確認作業をしたのですが、やはり全国、全体での抽出調査に基づくものですので、非常に数が少ない中での統計数字になっています。地域的なばらつきは多分出ると思いますけれどもデータはございません。

○職務代理者

わかりました。

そのほかによろしいですか。

私から1点要望というか、この就学援助にかかわる支援というのは申請主義と言われてますよね。申請した場合のみ対応されるということなのですが、本来は該当する家庭でも申請されない場合があるのではないかと危惧します。例えば服装だとか保護者の生活状態が極めて悪いという実態を子どもから把握するとなると、担任の先生の判断力も重要になります。担任の先生は家庭訪問をします。普段の子どもの服装などからも生活実態がよく分かると思います。保護者がこの制度をご存じであればいいのですが、そうでなくて保護者が生活に追われて日々忙しく、昼も夜も働いているような状況の御家庭があったとすると、申請する制度自体を御存じないとか、書類を読む、申請用紙を書く時間もないという場合もありますよね。

そうすると、担任の先生がこの制度を知っているかどうかということがすごく重要だと思うのです。就学援助制度については知ってみえる方がほとんどだと思いますが、初めての子どもが入学する場合もありますので、学校への周知、特に担任の先生のレベルまで伝わるようにお願いします。

そのほかにはなさそうなので、それでは、ただいまの新城市就学援助事務取扱要綱と細則の一部改正について賛同していただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○職務代理者

全員賛同していただきましたので、よろしく願いいたします。

日程第4 報告事項

○職務代理者

それでは、日程第4の報告事項に行きたいと思います。

(1) 12月市議会上程予定議案について。各課になっていますがお願いします。

**○教育総務課長**

それでは19ページ、一番最後のページをごらんいただきたいと思います。

まず、教育総務課関係につきまして御説明させていただきます。

条例名等ですが、新城市立学校設置条例の一部改正で、作手小学校北校舎と南校舎が集約されますので、新設されます作手小学校の移転にあたりまして所在地等を改正する形で12月に上程する予定であります。

教育総務課は以上です。

**○職務代理者**

それでは、スポーツ共育課。

**○スポーツ共育課長**

スポーツ共育課では、ただいま教育総務課で学校の条例を改正することに伴いまして、現在の廃校体育施設の設管条例に廃校となる学校を追加する格好になります。

新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を行って、作手小学校北校舎と南校舎をこちらに取り込むものでございます。

以上です。

**○職務代理者**

はい。

**○スポーツ共育課参事（共育）**

続きまして、共育推進係から新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正で、地元が実質管理をしている公民館2館につきまして地元の準備が整いましたので、稲木公民館と中宇利公民館を地元にお返しするための条例改正を行います。

下段の新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正ですが、あすなる教室の活動のためにこれまで貸し部屋として条例にうたっております実験実習室について、実質あすなる教室の先生方が詰めておられる部屋になっておりますので、これを貸し部屋から除くという条例改正をいたします。

そのほかの部屋につきましては、規則でうたわれておりますので、教育委員会議にお諮りさせていただき、改正を行いたいと考えております。

それからもう1件でございます。資料に載っていないのですが、後ろにあります山村交流施設、名称がつくで交流館と地元公募で名前がつけましたが、その設置及び管理に関する条例で4月1日開館という形の条例を上程させていただきます。

以上です。

**○職務代理者**

ありがとうございました。

今の件につきまして何か質問、御意見ありましたら。

では2番目の中学生海外派遣団報告会につきまして、学校教育課お願いします。

**○学校教育課長**

12月2日金曜日15時から文化開館の大会議室で中学生の海外派遣団の報告会を開催させていただきたいと思います。

本日御案内のお手紙を配布させていただきましたので、ご都合が許されましたらぜひ出席いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○職務代理者**

ありがとうございました。今のところ、よろしいですね。

では3番目、第49回市民歩こう会について、スポーツ共育課お願いします。

**○スポーツ共育課長**

今月の10日に開催されました体育の日に設楽原をコースとする第49回市民歩こう会を開催いたしました。当日は天候にも恵まれまして、スタッフを含め360人の参加がございました。皆さん心地よい汗を流してすがすがしい顔でゴールをしておりました。

以上です。

**○職務代理者**

ありがとうございました。

それでは4番目、第11回愛知県市町村対抗駅伝競走大会、試走会及び壮行会について、お願いします。

**○スポーツ共育課長**

はい。12月3日に開催されます第11回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の試走会を11月の23日水曜日、愛地球博記念公園で午前8時30分から開催します。また、その試走会の後、午後3時から勤労青少年ホームで壮行会を開催いたします。

お手元のほうに昨日開催いたしました選手選考委員会の結果、監督、コーチ、また選手が決定してまいりましたので、資料としてつけさせていただきます。

選手では小学生男子で正副という形で記入してございます。千郷小学校の三宅君、新城小学校の井口君、小学生の女子では新城小学校の鳥居さん、八名中学校の田中さん、中学生男子では新城中学校の鈴木君、八名中学校の浅井君、鳳来中学校の鈴木さん、千郷中学校の伊藤さん。中学生につきましては、先日開催されました市内の駅伝大会の成績のよい者ということで選出しております。小学生につきましても、陸上競技大会等の記録をもとに先行をされております。

あと、ジュニア、高校1年生から3年生、一般男子、一般女子、40歳以上の男女等につきましては、過去や最近の状況等を聞き取りまして選出をしてございます。

次に、裏面のほうにスケジュールという形でつけさせていただきますけれども、このような予定で12月3日を迎えるということでございます。よろしくお願いいたします。

**○職務代理者**

以上が説明です。何か御意見等ありましたら。なさそうですね。

はい、ありがとうございました。

**日程第5 その他**

**○職務代理者**

では、その他、ありましたらお願いします。

**○学校教育課長**

皆様のお手元のところに校長会から年に1度行っております教育懇談会のご案内を置かせていただ

きました。11月24日、定例教育委員会議の後、18時30分から湯の風H a z uで行うそうです。

それで、皆様どのような形で向こうに行かれるかということにつきまして、お教えいただけたらと存じます。また、どうしてもご都合が悪いということもあるかと思しますので、その際もお教えいただけたらと思います。

以上です。

**○職務代理者**

これはいつ報告すればよろしいですか。後ほどでいいですか。

**○学校教育課長**

後ほどで結構でございます。

**○職務代理者**

はい、お願いします。

ほかに。はい。

**○スポーツ共育課長**

お手元に新城マラソンの開催要項をお配りさせていただきました。

来週月曜日に議員報告会並びに記者発表の席上で新城マラソンのPRということで報告をさせていただきますけれども、既に皆さん御存じだと思いますが、1月15日に新城マラソン大会を開催いたします。大会開催要項につきましては、以前の教育委員会議でも報告させていただいた内容となっております。

大きな相違点といたしまして、競技部門10キロの高校生女子を廃止した点。そして、5キロ、10キロコースの途中で制限時間による関門を設置したこと。そして、健康ジョギングを除く各部門、競技の部の参加料を一律500円アップしました。お楽しみ抽選会での景品の数、品物のグレードアップというようなことでございます。

参加申し込みにつきましては、11月1日から11月30日の1カ月間となっております。

教育委員会スポーツ共育課内の新城マラソン実行委員会へ直接申し込んでいただくか、参加申込書に必要事項を記入の上、参加料を添えて郵便局の窓口か、あとインターネットで携帯サイトからの参加申し込みも可能となっております。この場合、大会申し込みサイトのランティスというのがございますので、そちらを利用すると参加申し込みができるような形となっております。

以上でございます。

**○職務代理者**

はい、ありがとうございました。

**○スポーツ共育課長**

これは既に昨年参加した方にはそれぞれ個別配布、また各小中学校につきましても順次配布、近隣県内の各市町村におきましても開催要項とポスターを配布してございます。

以上です。

**○職務代理者**

今の件、よろしいですか。

では、そのほかに。はい、どうぞ。

**○スポーツ共育課参事（共育）**

前回の教育委員会会議で調整依頼のありましたぶっぼ～荘の視察ですが、実行委員会に依頼したところ、11月7日月曜日が第1候補で、第2が翌8日の火曜日、それも難しければ9日の水曜日でお願いいたしますということであります。

**○職務代理者**

はい、ありがとうございます。

この場で決めたほうがよろしいですかね。皆さんの御都合を聞いて。7、8、9ということでしたけれども。

**○委員**

時間は何時からですか。

**○スポーツ共育課参事（共育）**

ちょうど低学年が既にやっていて高学年が入ってくるという、4時ぐらいが両方の活動が見られるかなというところです。

**○委員**

じゃあ4時ごろだね。

**○職務代理者**

4時ぐらいに向こうへ着くようにということですね。

**○スポーツ共育課参事（共育）**

はい。

**○職務代理者**

それでは7日で調整していただくということよろしいですか。

面倒かけますが、11月7日月曜日の4時ぐらいに向こうへ着く、4時前に着くようにということでお願いいたします。

そのほかに。あとはよろしいですかね。はい。

次回は11月24日2時半から、研修会は1時半からですが、いつもの鳳来開発センターになります。どうぞよろしくお願いいたします。

では、以上を持ちまして10月の定例教育委員会議を閉じたいと思います。

どうもお疲れさまでした。

教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記